

## 大島町浄化槽事業経営戦略

団 体 名 : 大島町

事 業 名 : 浄化槽事業

策 定 日 : 令和 3 年 12 月

計 画 期 間 : 令和 4 年度 ~ 令和 13 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	令和3年度	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用
処理区域内人口密度	-	流域下水道等への 接 続 の 有 無	-
処 理 区 数	-		
処 理 場 数	-		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	該当なし		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

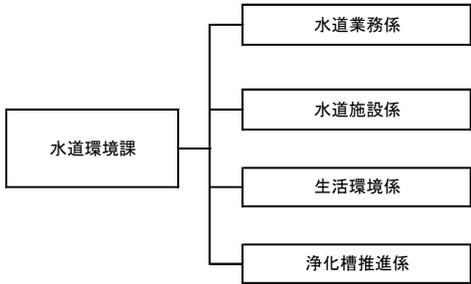
② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	浄化槽の使用に係る営業費用に見合う収入として、以下の料金を設定しています。 (単位：円)						
	人槽区分		使用料の額（月額・消費税別）				
	5人槽		3,230				
	6人から7人槽		3,410				
	8人から10人槽		3,780				
	11人から15人槽		5,450				
	16人から20人槽		5,910				
	21人から25人槽		7,580				
	26人から30人槽		9,430				
	31人から40人槽		11,560				
業務用使用料体系の概要・考え方	41人から50人槽		13,130				
	51人槽以上		町長が別に定める額				
その他の使用料体系の概要・考え方	令和2年度	-	円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	令和2年度	-	円
	令和元年度	-	円		令和元年度	-	円
	平成30年度	-	円		平成30年度	-	円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	本町の浄化槽事業は、水道環境課 浄化槽推進係の職員が1名で担当しています。
事業運営組織	 <pre> graph LR     A[水道環境課] --- B[水道業務係]     A --- C[水道施設係]     A --- D[生活環境係]     A --- E[浄化槽推進係]             </pre>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	該当ありません。
	イ 指定管理者制度	該当ありません。
	ウ PPP・PFI	令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間にかけて、PFI事業である「大島町公共浄化槽等整備推進事業」により、概ね800基の合併処理浄化槽の設置及び維持管理等が実施される計画となっています。 本事業は、PFI法に基づき、本町浄化槽処理促進区域内においてPFI事業者が浄化槽を設置し、竣工後一定期間内に、本町が浄化槽を買い取ったうえで、PFI事業者が事業期間中における維持管理業務、汚泥清掃・収集運搬業務及び料金徴収を遂行する、BTO(Build-Transfer-Operate)方式により実施します。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当ありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当ありません。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。  
\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

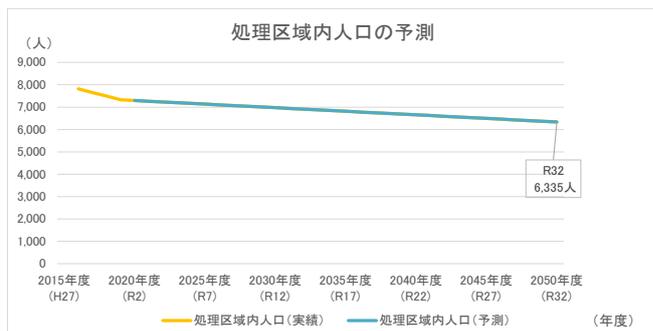
※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

令和3年度より事業開始のため該当なし

2. 将来の事業環境

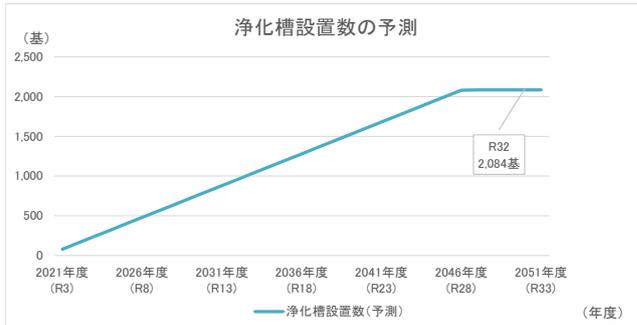
(1) 処理区域内人口の予測

本町全体が計画処理区域となっているため、行政区域内人口が処理区域内人口となります。  
行政区域内人口は、大島町の人口の将来展望を根拠としています。



## (2) 浄化槽設置数の予測

公共浄化槽等整備推進事業は令和3年度より開始しています。大島町生活排水処理基本計画に基づき、合併処理浄化槽の設置数を令和7年度に400基と計画しています。令和8年度以降は、令和3年度から令和7年度と同様の増加率で生活排水処理率が最大で100%（令和32年度において2,084基）となるまで増加することを見込んでいます。



## (3) 使用料収入の見通し

浄化槽設置数の増加に伴い使用料収入も増加する見込みです。さらに、令和9年度に使用料単価の改定(+20%)を見込んでいます。これらの影響により、最大で107,829千円となることを見込んでいます。



## (4) 施設の見通し

生活排水の適切な処理を推進するため、令和3年度より公共浄化槽等整備推進事業を実施しています。浄化槽処理促進区域内において、年間80基の浄化槽の設置を計画しています。

## (5) 組織の見通し

担当職員1名で業務を行っています。今後も同様の体制を維持していく方針です。

### 3. 経営の基本方針

#### 1. 生活排水の適正な処理の推進

本町の生活排水は合併処理浄化槽の整備が進みつつありますが、未だに汲取りや単独処理浄化槽があり、生活排水は未処理のまま公共用水域に排出されている状況であるため、生活排水を適切に処理することが重要です。  
 本町の生活排水対策は、平成19年度に当初計画していた大島町下水道施設整備計画の見直しを行い、分散型の集落形態、地域の特性等を考慮し、合併処理浄化槽整備へと方向転換しました。令和3年度からは、町が事業主体となって整備を行う公共浄化槽等整備推進事業により、合併処理浄化槽の設置から維持管理までを町が行い、生活排水の適正な処理を推進していきます。

### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	①浄化槽設置数 令和13年度末までに約880基の設置を行い、その後も年間80基の設置を目指しています。  ②生活排水処理率 令和8年度末に70%を目標とします。
-----	--

#### (1)建設改良費の推計

浄化槽の購入及び設置に係る費用を建設改良費として計上しています。  
 建設改良費の推移は以下のとおりです。なお、撤去費及び浸透枳は令和3年度の水準を継続させるものとします。

(単位:千円)

	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
浄化槽(5人槽)	52,731	52,731	52,731	52,731	52,731
浄化槽(7人槽)	17,731	17,731	17,731	17,731	17,731
撤去費	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
浸透枳	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
計	80,362	80,362	80,362	80,362	80,362

	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)	2030年度 (R12)	2031年度 (R13)
浄化槽(5人槽)	52,731	52,731	52,731	52,731	52,731
浄化槽(7人槽)	17,731	17,731	17,731	17,731	17,731
撤去費	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
浸透枳	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
計	80,362	80,362	80,362	80,362	80,362

#### (2)元利償還金の推計

令和3年度より地方債による借入れを行います。  
 新規工事における地方債発行につきましては、発行時の条件を想定し、償還期間25年、据置5年、利率1%、元利均等として元利償還金を算出しています。

(単位:千円)

	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
償還金(元金)	-	-	-	-	999
償還金(利息)	282	564	847	1,129	1,411
償還金合計	282	564	847	1,129	2,410

	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)	2030年度 (R12)	2030年度 (R13)
償還金(元金)	2,009	3,028	4,058	5,098	6,148
償還金(利息)	1,683	1,946	2,198	2,439	2,670
償還金合計	3,692	4,974	6,256	7,537	8,818

## ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	使用料収入を基本としますが、事業開始からまもなくは使用料収入が少ないため、不足分は一般会計からの繰入金を充てる計画です。 浄化槽の設置については地方債と国庫補助金及び都補助金を活用し計画的に投資に取り組みます。
-----	--

### (1) 料金収入の推計

#### ① 浄化槽設置数

大島町生活排水処理基本計画に基づき、年間80基の設置を目標としています。

#### ② 使用料単価

令和3年度までの料金体系を基準としています。ただし、計画期間中に実質収支がマイナスになることが見込まれることから、これを解消するため令和9年度より使用料の改定(+20%)を見込むこととします。

### (2) 繰入金の推計

#### ① 維持管理費

令和11年度までは令和3年度の水準を維持する計画です。但し、令和12年度以降においては、令和9年度からの使用料改定反映後も実質収支の赤字が見込まれることから、これを解消するために繰入金を増額を行う計画とします。

#### ② 資本費

資本費の繰入は見込んでおりません。

### (3) 地方債発行額の推計

#### ① 新規発行額

建設改良費の推移における購入及び工事のうち、一定割合を地方債により調達するものとして算定しています。

#### (4) 国庫補助金及び都補助金の推計

建設改良費の推移における購入及び工事のうち、一定割合を国庫補助金及び都補助金により調達するものとして算定しています。

#### (5) 工事負担金の推計

建設改良費の推移における購入及び工事のうち、一定割合を工事負担金により調達するものとして算定しています。

### (6) 財源の試算結果

以上を踏まえた財源の試算結果は下記のとおりです。

(単位: 千円)

	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
使用料収入	3,449	6,898	10,346	13,795	17,244
その他収入(収益的収支)	1	1	1	1	1
地方債発行収入	28,224	28,224	28,224	28,224	28,224
国・都補助金収入	50,216	50,216	50,216	50,216	50,216
工事負担金	8,656	8,656	8,656	8,656	8,656
その他収入(資本的収支)	-	-	-	-	-
他会計繰入金	41,767	41,767	41,767	41,767	41,767
うち収益的収入分	41,767	41,767	41,767	41,767	41,767
うち資本的収入分	-	-	-	-	-

(単位: 千円)

	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)	2030年度 (R12)	2031年度 (R13)
使用料収入	24,831	28,970	33,108	37,247	41,386
その他収入(収益的収支)	1	1	1	1	1
地方債発行収入	28,224	28,224	28,224	28,224	28,224
国・都補助金収入	50,216	50,216	50,216	50,216	50,216
工事負担金	8,656	8,656	8,656	8,656	8,656
その他収入(資本的収支)	-	7,536	9,956	-	-
他会計繰入金	41,767	41,767	47,000	61,522	66,088
うち収益的収入分	41,767	41,767	47,000	61,522	66,088
うち資本的収入分	-	-	-	-	-

## ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

### (1) 民間の活力の活用に関する事項

浄化槽の設置及び維持管理業務はPFIにより実施します。処理促進区域内においてPFI事業者が浄化槽を設置し、竣工後一定期間内に町が浄化槽を買い取ったうえで、PFI事業者が事業期間中における維持管理業務、汚泥清掃・収集運搬業務及び料金徴収業務を遂行します。

### (2) 経常経費

#### ① 職員給与費

令和3年度の水準が今後も継続的に続く見込んでいます。

#### ② その他経費

令和3年度の水準(一時的なものを除く)に、今後想定される修繕費及びPFI契約に基づく維持管理業務費用の増加を加味して算定しています。

### (3) 支払利息

#### ① 新規発行分

新規に発行する企業債につきましては、償還期間25年、据置5年、利率1%、元利均等払の条件で算出しています。

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

広域化・共同化・最適化に関する事項	該当ありません。
投資の平準化に関する事項	該当ありません。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	引き続きPFIによる事業の実施を行っていきます。
その他の取組	該当ありません。

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

使用料の見直しに関する事項	実質収支がマイナスになることが見込まれることから、これを解消するため令和9年度より使用料の改定(+20%)を見込むこととします。
資産活用による収入増加の取組について	該当ありません。
その他の取組	該当ありません。

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	PFI事業により、効率的に事業運営を実施していきます。
職員給与費に関する事項	必要に応じて適切な職員配置を検討していきます。
動力費に関する事項	事業の経過に伴う動力費の発生や増加等、計画的に管理していきます。
薬品費に関する事項	事業の経過に伴う薬品費の発生や増加等、計画的に管理していきます。
修繕費に関する事項	事業の経過に伴う修繕費の発生や増加等、計画的に管理していきます。
委託費に関する事項	事業の経過に伴う委託費の発生や増加等、計画的に管理していきます。
その他の取組	該当ありません。

## 5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、改定等に関する事項</p>	<p>経営戦略は策定して終わりではなく、PDCAサイクル(計画PLAN - 実行 DO - 検証CHECK - 改善 ACTION)により、継続的な進捗管理を行い、常に経営改善や計画の見直し等に反映させていく必要があります。進捗管理は、毎年度末において目標や計画の達成状況について、投資・財政計画と実績の乖離や原因に対する分析を定期的・定量的に検証・評価し、実施手法の改善や計画の見直しを行い、実行するというPDCAサイクルの一連の流れにより行っていくものとします。</p> <p>また、計画のローリング(定期的な見直し)については、少なくとも5年おきに経営実態やその時点における経営環境に照らし合わせて、投資・財政計画の見直しを行っていきます。さらに、適宜経営戦略における目標や施策、計画数値、実施体制等についての変更も検討していきます。</p>  <p>The diagram illustrates the PDCA cycle with four stages: Plan (計画), Do (実行), Check (検証), and Action (改善). The stages are arranged in a square, with arrows indicating a clockwise flow: Plan to Do (red arrow), Do to Check (green arrow), Check to Action (purple arrow), and Action to Plan (blue arrow).</p>
----------------------------	--